

滅菌消毒専門部会設置について（案）

1. 目的

医療法においては、病院等の管理者は診療又は患者の入院に著しい影響を与えるものを業務委託しようとする場合は、一定の基準に適合するものに委託しなければならないとして、業務委託の水準の確保を図っている。

現在、医療機関が鉗子、ピンセット、注射筒等の医療用具又は手術衣、手術の清潔を確保するために用いる布等の繊維用品の滅菌消毒の業務を外部に委託する場合には業務を適正に行う能力のある滅菌消毒専門業者に委託することとされている。

近年、滅菌消毒の業務を医療機関内で外部委託するケースが増えてきており、また滅菌消毒専門業者以外の業者が行っている場合もある。

こうした状況を踏まえ、現在の滅菌消毒業務の外部委託基準の見直し及び新たに医療機関内における滅菌消毒業務の基準を検討するため、今般、厚生労働省医政局長の意見聴取の場である医療関連サービス基本問題検討会の下に、滅菌消毒専門部会を設置することとする。

2. 専門委員の構成

学識経験者	2名程度
医療関係者	4名程度
業 界	1名程度

3. 当面のスケジュール

平成16年12月頃	}	3回程度開催し報告書まとめ
平成17年4月頃		
5月頃		医療関連サービス基本問題検討会に報告

4. その他

専門部会の庶務は、厚生労働省医政局経済課医療関連サービス室において処理する。また、必要に応じ、参考人を招いて意見を聞くものとする。

※ 第18回医療関連サービス基本問題検討会（平成16年11月18日）提出資料